

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月12日
【会社名】	株式会社東光高岳ホールディングス
【英訳名】	TAKAOKA TOKO HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 尾崎 功 代表取締役社長 高津 浩明
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲三丁目2番20号
【電話番号】	該当事項はありません。 株式会社高岳製作所
【事務連絡者氏名】	取締役企画部長 原田 達 東光電気株式会社 企画部長 今田 康史 株式会社高岳製作所
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区明石町8番1号 東光電気株式会社 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号 株式会社高岳製作所
【電話番号】	03(6371)5002 東光電気株式会社 03(3214)5281（代表） 株式会社高岳製作所
【事務連絡者氏名】	取締役企画部長 原田 達 東光電気株式会社 企画部長 今田 康史
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	33,440,913,234円 (注) 本届出書提出日において未確定であるため、株式会社高岳製作所（以下「高岳製作所」という。）及び東光電気株式会社（以下「東光電気」という。）の平成24年3月31日現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	16,276,305株 (注)1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、株式会社東光高岳ホールディングス（以下「当社」という。）における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注)4

(注) 1 高岳製作所の発行済株式総数106,135,050株（平成24年3月31日時点）及び東光電気の発行済株式総数29,040,000株（平成24年3月31日時点）に基づいて記載しておりますが、株式割当て時の端数処理等により、実際に共同持株会社が交付する新株式数は変動することがあります。なお、両社の保有する自己株式につきましては、現時点では消却する予定はありません。

2 普通株式は、平成24年5月22日に開催された高岳製作所及び東光電気の取締役会の決議（経営統合に関する契約書（以下「統合契約書」という。）の締結及び株式移転計画作成並びに定時株主総会への付議）並びに平成24年6月28日に開催予定の両社の定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」という。）に伴い発行する予定です。

3 高岳製作所及び東光電気は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）に新規上場申請を行う予定です。

4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
 名称 株式会社 証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

株式移転によることとします。(注)1、2

(注) 1 普通株式は、本株式移転により当社が高岳製作所及び東光電気の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における高岳製作所及び東光電気の最終の株主名簿に記載又は記録されたそれぞれの株主に、高岳製作所の普通株式1株に対して0.1株、東光電気の普通株式1株に対して0.195株の割合で割当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。高岳製作所及び東光電気の最近事業年度末日（平成24年3月31日）現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額は33,440,913,234円であり、発行価額の総額のうち8,000,000,000円が資本金に組み入れられます。

2 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続を行い、平成24年10月1日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。

東京証券取引所への上場申請手続は、東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて行い、同規程に定めるいわゆるテクニカル上場（同規程第2条第(73)号、第208条）により上場する予定です。このテクニカル上場は、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限る（同施行規則第216条第1項）。）について、同規

程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4【株式の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所（市場第一部）への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における新規発行株式である当社普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」（注）2記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所（市場第一部）への上場を予定しております。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1【組織再編成(公開買付け)の概要】

1【組織再編成の目的等】

(1) 株式移転の目的及び理由

高岳製作所及び東光電気は、変電・配電・計量器などの電力流通関連設備の製造・販売を主力事業としておりますが、同分野では電力の安定的な供給のため、今後、再生可能エネルギーの拡大に対応した送配電システムの高度化や、需要家も含めた効率的なエネルギー利用を可能とするスマートグリッド等の市場の一層の拡大が予想されており、両社にとって大きなビジネスチャンスであると期待されます。

一方、両社の最大の顧客である電力業界は、東日本大震災に伴う原子力発電所の停止の影響等により、設備投資の抑制やコスト削減など経営の徹底した合理化・効率化に取り組んでおり、こうした厳しい環境が当面、継続されるものと想定されます。

このような経営環境のもと、両社は事業の継続的な発展のためには、双方の経営資源を効率的に集中・再編することを通じ技術力をはじめとした競争力の向上を図り、お客様のニーズに的確かつスピード感をもってお応えすることが必要であるとの認識で一致し、経営統合（以下「本経営統合」という。）を実施することに合意いたしました。

本経営統合により、超高圧変電所から配電ネットワーク、スマートメーター、エネルギーソリューションに至る技術とニーズを熟知した両社の強みを活かし、電力システムのスマートグリッド化などを通じ社会に貢献することを目指すとともに、技術力をさらに進化させ、次世代エネルギーマネジメントシステム構築の拡大展開を図ってまいります。

また、両社の一体的な営業展開により、電力会社や産業分野での新市場の開拓を一層、推進するとともに、国外へも積極的に展開し、より多くのお客様の高いニーズにお応えできる業界のリーディングカンパニーを目指してまいります。

このように本経営統合は、両社の企業価値をとともに向上させるものであり、株主の皆様、お客様を含めたすべてのステークホルダーにとって最善の結果をもたらすものと確信しております。

[本経営統合の基本的な施策と期待される効果]

本経営統合により共同持株会社は、変電所から需要家に至る電力流通網において必要とされる殆どすべての製品及びシステムをサポートすることが可能な我が国では有数のメーカーとなります。

本経営統合にあたり以下のシナジー効果が最大限に発揮されることを目指し、今後両社がさらに協力を進めることにより、成果の質・量を増大してまいります。

(1) スマートグリッド関連商品・技術の高度化

- ・これまで変電・配電分野で培った技術の融合や開発設備の共有による投資の節減など、効率的な技術開発を推し進め、次世代配電ネットワークシステム、スマートメーターなどの機器・システム開発により、電力インフラ機能の向上、エネルギーの有効利用に寄与いたします。

(2) 産業分野及び海外事業の拡大

- ・高岳製作所の「パワーエレクトロニクス技術」、東光電気の「省エネ技術」を融合したエネルギーソリューション提案を基軸に、販売拠点・販売チャネルの相互活用により産業分野での受注拡大を図ります。
- ・東光電気の配電自動化製品やスマートメーターを高岳製作所の海外新興国向け発電事業に融合し、スマートグリッドとして付加価値の拡大を追求すると共に、海外での事業を積極的に展開してまいります。

(3) コスト競争力のさらなる強化

- ・本経営統合によるスケールメリットを活かした調達でのコスト削減策を進めるほか、両社の生産機能の特徴を活かした内製化の拡大、材料調達先等との協業、使用部品の共有化など、原価低減でのシナジー効果を最大限に追求いたします。
- ・変電・配電分野、産業向けエネルギーマネジメントシステム分野など多面にわたり両社の技術の相互活用と融合を図り、新製品開発や製品の機能向上、コスト削減につなげてまいります。

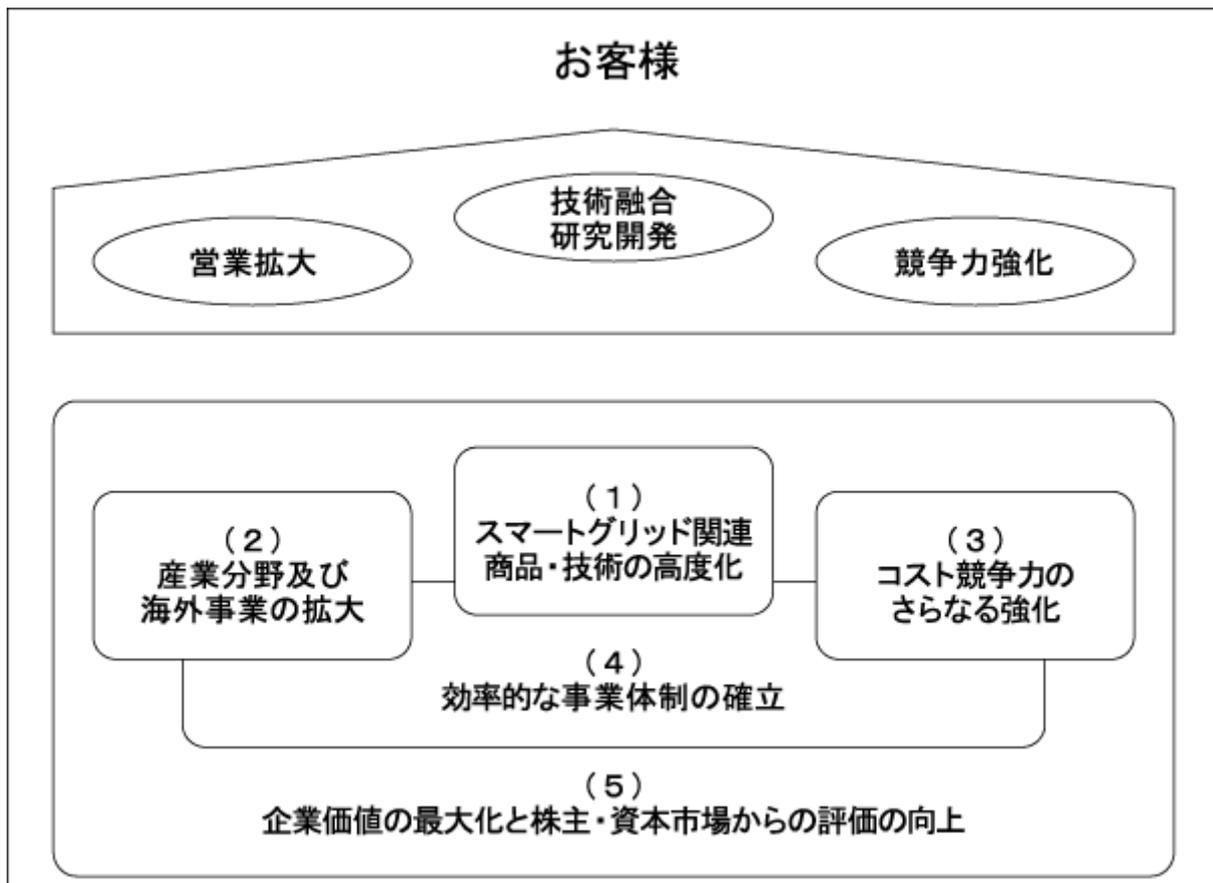
(4) 効率的な事業体制の確立

- ・両社の全てのグループ企業に亘る生産や業務の集中化による生産性の向上や付帯費用の削減、物流の効率化により、トータルコストの削減につなげます。
- ・高岳製作所の有するシステム関係のフルタイムサポート体制を、東光電気が提供するエネルギーマネジメントシステム事業に適用し付加価値を拡大するとともに、お客様の利便性を更に高めてまいります。
- ・本経営統合による製品ラインアップの拡充と業務効率化によるセールスエンジニアの確保育成により、製品単体の営業からシステムとしての提案営業に販売スタイルを進化させ、お客様の総合的な要求にお応えできるよう営業体制の強化を図ってまいります。

(5) 企業価値の最大化と株主・資本市場からの評価の向上

- ・本経営統合によって財務体質の健全性がより一層強固なものとなることから、これを更なる事業拡大のチャンスに活かすとともに、シナジー効果による売上高・利益の拡大により、企業価値の最大化を図り、ステークホルダーから高い評価を頂けるよう最大限、努力してまいります。

期待される効果のイメージ



今後、両社と共同持株会社は、事業の統合状況その他諸般の状況を総合判断して、完全に統合するため、合併を検討してまいります。なお、その時期につきましては平成26年4月を目途といたします。

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係
提出会社の企業集団の概要

ア 提出会社の概要

(1)商号	株式会社東光高岳ホールディングス (英文表記) TAKAOKA TOKO HOLDINGS CO., LTD.		
(2)事業の内容	電気機械器具その他の機械器具、工具及びその部品の製造、加工、修理及び販売等を行う子会社等の経営管理、並びにそれに付帯、関連する業務		
(3)本店の所在地	東京都江東区豊洲三丁目2番20号		
(4)代表者及び役員 の就任予定 (注)1.2	代表取締役会長	尾崎 功	現 株式会社高岳製作所 代表取締役社長

代表取締役社長	高津 浩明	現 東光電気株式会社 取締役
取締役	井上 博	現 東光電気株式会社 常務取締役
取締役(社外)	亀山 晴信	現 亀山総合法律事務所 弁護士
取締役	道佛 芳之	現 東光電気株式会社 取締役
取締役	西川 直志	現 株式会社高岳製作所 常務取締役
取締役	原田 達	現 株式会社高岳製作所 取締役
取締役(社外)	山口 博	現 東京電力株式会社 常務取締役
監査役(社外)	今福 重雄	現 株式会社室町クリエイト 代表取締役社長
監査役(社外)	住吉 克之	現 東京電力株式会社 経理部長
監査役	延方 良一	現 東光電気株式会社 常勤監査役
監査役	藤井 威徳	現 株式会社高岳製作所 代表取締役常務取締役
(5)資本金の額	8,000百万円	
(6)純資産の額	未定	
(7)総資産の額	未定	
(8)決算期	3月	

(注) 1 代表取締役を除く、取締役(社外含む。)の順序は五十音順であります。

2 監査役(社外含む。)の順序は五十音順であります。

イ 提出会社の企業集団の概要

当社と高岳製作所及び東光電気の様況は以下のとおりです。

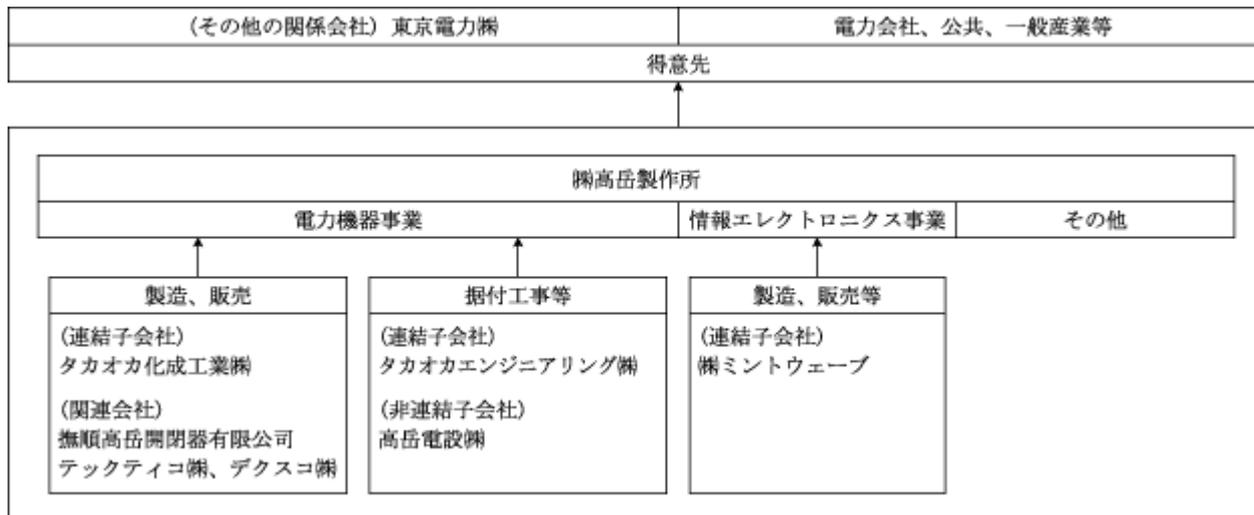
高岳製作所と東光電気は、両社の定時株主総会による承認を前提として、平成24年10月1日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所 有割合(%)	役員の兼任等	
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)
(連結子会社) 高岳製作所	東京都中央区	5,906	電力機器事業、情報エレクトロニクス事業等	100.0	5	未定
東光電気	東京都千代田 区	1,452	電力機器関連事業、計器関連事業、不動産・工 事事業等	100.0	5	未定

本株式移転に伴う当社設立後、高岳製作所及び東光電気は、当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となる高岳製作所及び東光電気の最近事業年度末日時点（平成24年3月31日時点）の様況は、以下のとおりです。

高岳製作所

事業の系統図は次のとおりです。



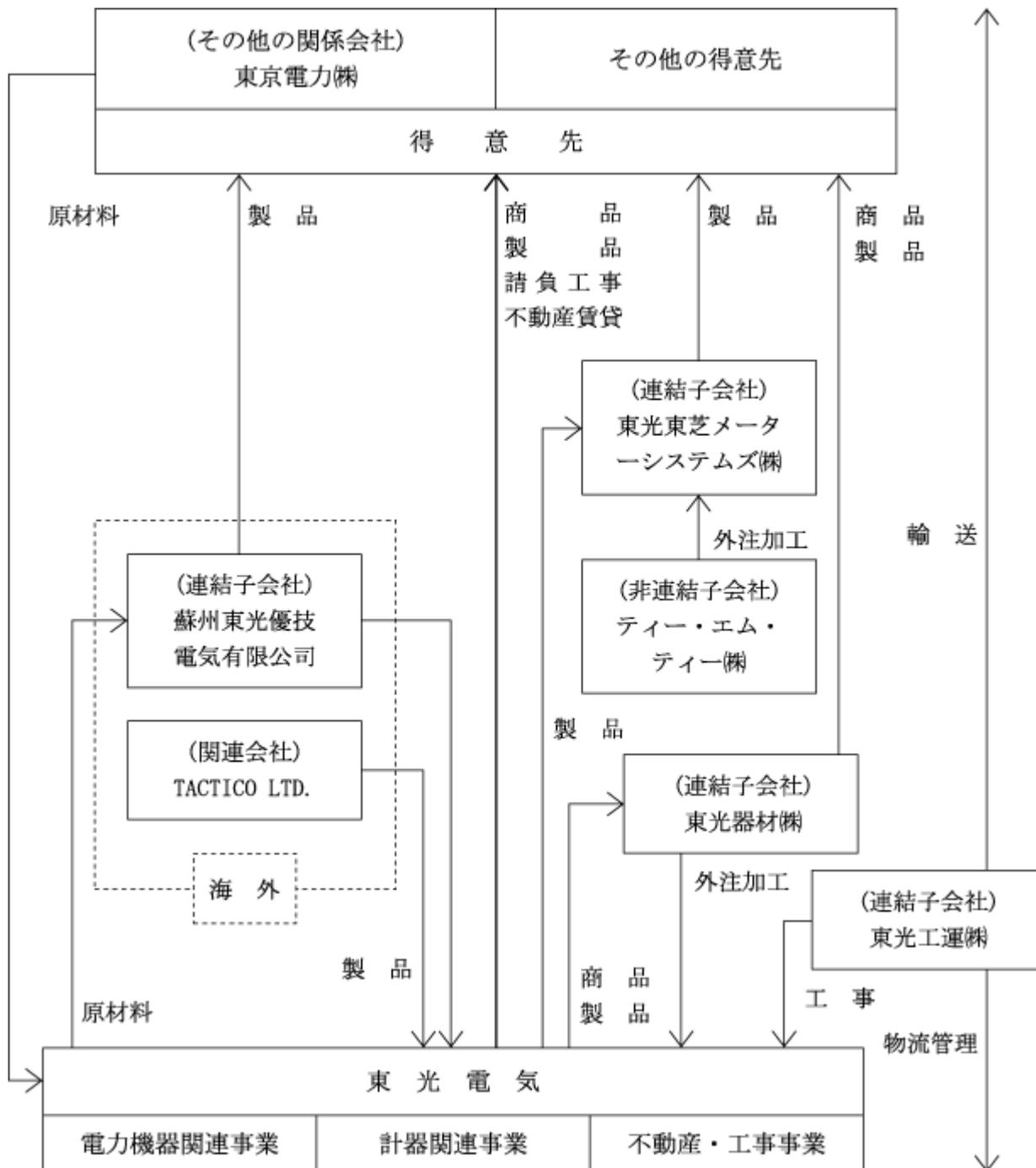
関係会社の状況

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
タカオカエンジニアリング㈱	埼玉県所沢市	310	電力機器事業	100.0	高岳製作所製品の据付工事等を行っております。なお、高岳製作所所有の土地、建物の一部を賃借しております。役員の兼任等...1人
タカオカ化成工業㈱	愛知県あま市	50	電力機器事業	100.0	高岳製作所へモールド品他の供給を行っております。なお、高岳製作所所有の土地、建物の一部を賃借しております。役員の兼任等...1人
㈱ミントウェーブ	東京都千代田区	50	情報エレクトロニクス事業	100.0	各種情報システム機器・ソフトウェア等の製作、販売、高岳製作所へコンピュータソフトウェアの供給を行っております。なお、高岳製作所所有の土地、建物の一部を賃借しております。役員の兼任等...2人
(その他の関係会社)					
東京電力㈱	東京都千代田区	900,975	電気事業	(29.3)	高岳製作所の変圧器・開閉装置等の販売先であります。役員の兼任等...2人

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しています。
2 有価証券報告書を提出している会社は東京電力㈱です。
3 上記連結子会社は、その売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合がそれぞれ100分の10以下であるため、主要な損益情報等の記載を省略しています。

東光電気

事業の系統図は次のとおりです。



関係会社の状況

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 東光工運株式会社	埼玉県蓮田市	30	運送、荷造梱包	100.0	東光電気製品の運送・物流管理業務等を行っております。なお、東光電気に対し建物を賃貸し、東光電気所有の土地を賃借しております。役員の兼任等...3人
東光器材株式会社	埼玉県蓮田市	10	電気機器類の製造修理	100.0	業務委託契約に基づき、電力機器関連事業及び計器関連事業の製造ラインの一部請負、東光電気仕入商品の受託販売等を行っております。なお、東光電気所有の土地建物及び機械装置を賃借しております。役員の兼任等...3人
東光東芝メーターシステムズ株式会社（注）1.3	東京都港区	480	計器の開発、製造及び販売	51.0	計器関連事業の製品の取引を行っております。なお、東光電気所有の建物を賃借しております。役員の兼任等...6人
蘇州東光優技電気有限公司（注）1	中華人民共和国江蘇省蘇州市	5,520千ドル	各種の変成器の製造及び販売	74.3	電力機器関連事業の製品の取引を行っております。役員の兼任等...3人
(その他の関係会社) 東京電力株式会社（注）4	東京都千代田区	900,975	電気事業	(46.0)	東光電気製品の販売先及び原材料の仕入先であります。なお、東光電気に対し土地を賃貸し、東光電気所有の土地を賃借しております。役員の兼任等...2人

(注) 1 特定子会社に該当します。

2 子会社の議決権に対する所有割合についてはすべて直接所有であります。

3 東光東芝メーターシステムズ(株)については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。

主要な損益情報等 (1) 売上高 13,245百万円
(2) 経常利益 80百万円
(3) 当期純損失 124百万円
(4) 純資産額 9,446百万円
(5) 総資産額 11,910百万円

4 有価証券報告書を提出しております。

提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

ア 資本関係

本株式移転により、高岳製作所及び東光電気は当社の完全子会社になる予定です。前記「提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載もご参照下さい。

イ 役員の兼任関係

当社の完全子会社である高岳製作所及び東光電気との役員の兼任関係は、前記「提出会社の企業集団の概要 ア 提出会社の概要」の記載をご参照下さい。

ウ 取引関係

当社の完全子会社である高岳製作所及び東光電気とその関係会社との取引関係は、前記「提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

(1) 株式移転計画の内容の概要

高岳製作所及び東光電気は、両社の定時株主総会による承認を前提として、平成24年10月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、高岳製作所及び東光電気を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を、平成24年5月22日開催の両社の取締役会の決議に基づき作成いたしました。なお、両社は、同日付けで、共同株式移転の方法により高岳製作所及び東光電気の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する統合契約書を締結しております。

本株式移転計画に基づき、高岳製作所の普通株式1株に対して当社の普通株式0.1株、東光電気の普通株式1株に対して当社の普通株式0.195株をそれぞれ割当て交付します。

本株式移転計画においては、平成24年6月28日に開催される予定の両社の定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。）。

(2) 株式移転計画の内容

株式移転計画書

株式会社高岳製作所（以下「甲」という。）と東光電気株式会社（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「丙」という。）の成立の日（第6条において定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を丙に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（丙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 丙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

丙の目的は、別紙の定款第2条に記載のとおりである。

(2) 商号

丙の商号は、「株式会社東光高岳ホールディングス」とし、英文では「TAKAOKA TOKO HOLDINGS CO., LTD.」と表示する。

(3) 本店の所在地及び所在場所

丙の本店の所在地は、東京都江東区とし、本店の所在場所は、東京都江東区豊洲三丁目2番20号とする。

(4) 発行可能株式総数

丙の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、丙の定款で定める事項は別紙の定款記載のとおりとする。

第3条(丙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称)

1. 丙の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

井上 博
尾崎 功
亀山 晴信
高津 浩明
道佛 芳之
西川 直志
原田 達
山口 博

2. 丙の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

今福 重雄
住吉 克之
延方 良一
藤井 威徳

3. 丙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

明治監査法人

第4条(本株式移転に際して交付する株式の数の算定方法及びその割当)

1. 丙が、本株式移転に際して、甲及び乙の株主に対して交付するその甲及び乙の普通株式に代わる丙の普通株式の数は、次の各号に定める数の合計数とする。

- (1) 丙が本株式移転により甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時において発行している甲の普通株式の数に0.1を乗じた数
- (2) 丙が本株式移転により甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時において発行している乙の普通株式の数に0.195を乗じた数

2. 丙は、本株式移転に際して、丙が本株式移転により甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の甲及び乙の株主に対して、それぞれ以下の割合にて丙の普通株式を割り当てる。

- (1) 甲の株主については、その保有する甲の普通株式 1 株に対して0.1株の割合
- (2) 乙の株主については、その保有する乙の普通株式 1 株に対して0.195株の割合
3. 前 2 項の計算の結果において、1 株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第 5 条 (丙の資本金及び準備金の額に関する事項)

丙の成立の日における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金の額

8,000,000,000円

(2) 資本準備金の額

2,000,000,000円

(3) 利益準備金の額

0 円

(4) その他資本剰余金の額

会社計算規則第52条第1項柱書に定める株主資本変動額から上記(1)の額及び(2)の額の合計額を減じて得た額

第 6 条 (丙の成立の日)

丙の設立の登記をすべき日(以下「丙の成立の日」という。)は、2012年10月 1 日とする。ただし、本株式移転の
手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第 7 条 (本計画承認株主総会)

1. 甲は、2012年 6 月開催の定時株主総会において、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求め
るものとする。
2. 乙は、2012年 6 月開催の定時株主総会において、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求
めるものとする。

第 8 条 (株式上場、株主名簿管理人)

1. 丙は、丙の成立の日において、その発行する株式の東京証券取引市場第一部への上場を予定する。
2. 丙の株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本計画作成後丙の成立の日に至るまで、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって業務の執行並びに財産の管理及び運営を行わせる。また、甲及び乙は、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為、及び子会社の財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、事前に甲乙協議のうえ、これを行い又は子会社をして行わせる。

第10条（本計画の効力）

本計画は、第7条に定める甲又は乙の株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合若しくは国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（関係官庁に対する届出の効力発生等を含む。）が得られなかった場合には、その効力を失うものとする。

第11条（本株式移転の条件の変更及び本株式移転の中止若しくは解除）

本計画の作成後丙の成立の日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、甲乙協議のうえ、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止若しくは解除することができる。

第12条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲乙協議のうえ定める。

本株式移転計画の作成を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の各代表者が記名押印の上、甲及び乙が各1通保有する。

2012年5月22日

甲： 東京都中央区明石町8番1号
株式会社高岳製作所
代表取締役社長 尾崎 功

乙： 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
東光電気株式会社
代表取締役社長 布野 俊一

(別紙)

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社東光高岳ホールディングスと称し、英文ではTAKAOKA TOKO HOLDINGS CO., LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理することを目的とする。

- (1) 電気機械器具その他の機械器具、工具及びその部品の製造、加工、修理及び販売
- (2) 産業用ロボット、オフィスオートメーション機器の製造及び販売
- (3) 通信機械機器、電子情報伝達機器及びその部品の製造及び販売
- (4) コンピュータ及びその周辺機器の製造及び販売、並びにコンピュータシステム、コンピュータソフトウェアの開発、設計、製造及び販売
- (5) 計量器の製造及び販売
- (6) 電気工事、電気通信工事、消防施設工事、管工事、鋼構造物工事、内装仕上げ工事、環境衛生設備工事その他の建設工事の設計及び請負
- (7) 電子応用形状計測、画像計測、検査装置の製造及び販売
- (8) 電気設備及びボイラー、冷凍機等熱利用設備の省エネルギーシステムの設計及び施工業務の受託
- (9) 前各号についての保守、点検、修理及びそのコンサルティング
- (10) 貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業
- (11) 電球、電気照明器具の製造及び販売
- (12) 電気絶縁樹脂製品の製造及び販売
- (13) 変圧器タンクの製缶、板金、機械加工、塗装及び販売
- (14) 医療用機械器具の製造、修理並びに販売
- (15) 不動産の賃貸及び管理
- (16) 産業廃棄物収集、処理業
- (17) 古物の売買
- (18) 前各号に付帯、関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都江東区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は40,000,000株とする。

(取締役会決議による自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社では取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株主権行使の手続きその他当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集の時期)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の最終日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（株主総会の議長）

第15条 株主総会は、取締役会長がこれを招集し、議長となる。但し、取締役会長に事故あるときは、取締役社長が、取締役社長に事故あるときは取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役が、株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（株主総会の決議の方法）

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、代理権を証明する書面を総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役の定数）

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

（取締役の選任）

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役の選定）

第22条 当会社の代表取締役は、取締役会の決議をもって選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。

（取締役会の招集及び議長）

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会の予め定めた順序により他の取締役が、取締役会を招集し、議長となる。

2. 取締役会の招集通知は、会日より2日前に各取締役及び各監査役に対し発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
3. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規則）

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

（相談役）

第26条 当社は、取締役会の決議により、相談役若干名を置くことができる。

（取締役の報酬等）

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第28条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

（監査役の定数）

第29条 当社の監査役は、4名以内とする。

（監査役の選任）

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集）

第33条 監査役会の招集通知は、会日より2日前に各監査役に対し発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役監査基準・監査役会規則）

第35条 監査役会に関する事項は、法定又は本定款に定めるほか、監査役会において定める監査役監査基準及び監査役会規則による。

（監査役の報酬等）

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第37条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第38条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（会計監査人の責任免除）

第40条 当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、法令の定める額を限度としてその責任を負担する契約を締結することができる。

第7章 計 算

（事業年度）

第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第42条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して剰余金の配当をすることができる。

2. 当社は取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当を行うことができる。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間等）

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息を付さないものとする。

附 則

（最初の事業年度）

第1条 当社の最初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、当社の成立の日から平成25年3月31日までとする。

（取締役及び監査役の当初の報酬等）

第2条 第27条及び第36条の定めにかかわらず、当会社成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役及び監査役の報酬等の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 取締役の報酬等の総額は、月額2,200万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与を含まないこととする。)とする。

(2) 監査役の報酬等の総額は、月額650万円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則第1条から第2条は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転に係る割当ての内容

会社名	高岳製作所	東光電気
株式移転比率	1	1.95

(注) 1 高岳製作所の普通株式1株に対して当社の普通株式0.1株を、東光電気の普通株式1株に対して当社の普通株式0.195株をそれぞれ割当て交付いたします。但し、上記株式移転比率は算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議のうえ変更することがあります。

なお、当社の単元株式数は、100株とします。

本株式移転により、高岳製作所又は東光電気の株主に交付する当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

2 当社が本株式移転により交付する新株式数

普通株式：16,276,305株（予定）

上記は高岳製作所の発行済株式総数106,135,050株（平成24年3月31日時点）及び東光電気の発行済株式総数29,040,000株（平成24年3月31日時点）に基づいて記載しておりますが、株式割当て時の端数処理等により、実際に共同持株会社が交付する新株式数は変動することがあります。なお、両社の保有する自己株式につきましては、現時点では消却する予定はありません。

3 本株式移転により高岳製作所及び東光電気の株主の皆様へ割当てられる当社の株式は東京証券取引所に新規上場申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、当社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、高岳製作所の株式を1,000株以上、又は東光電気の株式を513株以上保有するなどして、本株式移転により当社の株式の単元株式数である100株以上の当社の株式の割当てを受ける高岳製作所又は東光電気の株主の皆様に対しては、引き続き当社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100株未満の当社の株式の割当てを受ける高岳製作所又は東光電気の株主の皆様につきましては、かかる割当てを受けた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株の数と併せて1単元となる数の株式を当社から買い増すことも可能です。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

算定の基礎

高岳製作所及び東光電気は、本株式移転に用いられる株式移転比率の公正性・妥当性を確保するため、各々が独立した第三者算定機関に意見を求めることとし、高岳製作所は野村證券株式会社（以下「野村證券」という。）を、東光電気はS M B C日興証券株式会社（以下「S M B C日興証券」という）及び株式会社日本政策投資銀行（以下「D B J」という。）を選定し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領いたしました。

野村證券は、両社株式に市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うと同時に、両社について類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「D C F法」という。）による算定を行いました。野村證券による算定結果の概要は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、高岳製作所の普通株式1株に対する、東光電気の普通株式の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の評価レンジ

	市場株価平均法	1.38～1.58
	類似会社比較法	0.59～3.08
	DCF法	2.15～2.71

なお、市場株価平均法については、平成24年4月24日を算定基準日として、算定基準日の終値、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価を採用いたしました。

野村證券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含む。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測（利益計画、及びその他の情報を含む。）については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

一方、SMB C日興証券は、両社について、両社の株式がともに取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して株式移転比率の算定を行いました。各評価方法による算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、高岳製作所の普通株式1株に対する東光電気の普通株式の評価レンジを記載したものです。

評価方法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価法	1.38～1.64
DCF法	1.82～3.78

市場株価法については、平成24年4月24日を算定基準日として、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価を採用し、株式移転比率を算定しました。

DCF法については、両社からそれぞれ受領した事業計画、直近業績の動向、両社が属する業界のマクロ動向等を考慮した将来の収益予想に基づき、両社が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて、株式移転比率を算定しました。

SMB C日興証券は、株式移転比率の算定に際し、両社の資産および負債に関して、SMB C日興証券による独自の評価もしくは査定、又は公認会計士その他の専門家を交えた精査を行っておらず、第三者からの独立した評価等を受領しておりません。一方で、SMB C日興証券は、株式移転比率の算定に際し参照可能な両社および他社の財務情報、市場データおよびアナリスト・レポート等の一般に公開されている情報、並びに財務、経済および市場に関する指標等を用いています。また、株式移転比率算定書は、その作成に当たり使用した各種情報および資料が正確かつ完全であること、当該情報・資料に含まれる両社の将来の事業計画や財務予測が両社の経営陣による現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていること、並びに両社の株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないことを前提としております。

SMB C日興証券の算定結果は、SMB C日興証券が東光電気の依頼により、東光電気の取締役会が株式移転比率を決定するための参考に資することを唯一の目的として東光電気に提出したものであり、当該算定結果は、SMB C日興証券が株式移転比率の公正性について意見を表明するものではありません。

DBJは、両社の普通株式が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（平成24年4月24日を基準日として、基準日の終値及び基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の両社の株価の終値平均値を算定の基礎として採用）を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するた

めDCF法をそれぞれ採用して算定を行いました。

なお、高岳製作所の普通株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の東光電気の普通株式の評価レンジは、以下のとおりとなります。

評価方法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価法	1.39～1.58
DCF法	1.80～3.49

DBJは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。DBJは、両社とその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含む。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。DBJの株式移転比率の算定は、平成24年4月24日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、DBJが提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転における株式移転比率の公正性について意見を表明するものではありません。

なお、野村證券、SMB C日興証券及びDBJがDCF法の前提とした高岳製作所の利益計画は、大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。これは主として、東日本大震災等の影響を受けた市況の回復、コスト改善の進展等の要素を織り込んでいることによるものです。

また、野村證券、SMB C日興証券及びDBJがDCF法の前提とした東光電気の利益計画も、大幅な増減益を見込んでいる事業年度があります。これは主として、東日本大震災等の影響を受けた市況の回復や、スマートグリッド関連機器事業の拡大等の要素を織り込んでいることによるものです。

算定の経緯

高岳製作所は野村證券に、東光電気はSMB C日興証券及びDBJに本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関から提出された株式移転比率についての専門家としての算定結果及び助言を参考に、それぞれ、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について協議を重ねた結果、最終的に上記の株式移転比率が妥当であり、両社の株主の利益に資するものであると判断し、平成24年4月26日開催の両社の取締役会において、本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

但し、株式移転比率は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社の協議により変更することがあります。

算定機関との関係

高岳製作所の算定機関である野村證券及び東光電気の算定機関であるSMB C日興証券及びDBJは、いずれも高岳製作所及び東光電気の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません（ ）。

（ ）なお、東光電気は、DBJと融資に係る取引関係がございますが、重要な利害関係には該当いたしません。

上場廃止となる見込み及びその事由

本株式移転により、当社の完全子会社となる高岳製作所及び東光電気の株式につきましては、平成24年9月

26日をもって上場廃止となる予定です。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

(1) 単元株式数

高岳製作所及び東光電気の単元株式数は1,000株ですが、当社の単元株式数は100株です。

(2) 単元未満株主の買増制度

高岳製作所及び東光電気の定款には単元未満株主の買増制度に関する規定はありませんが、当社の定款には当該制度に関する規定があります。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

高岳製作所又は東光電気の株主が、その有する高岳製作所の普通株式又は東光電気の普通株式につき、高岳製作所又は東光電気に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成24年6月28日開催予定の両社の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ高岳製作所又は東光電気に対し通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、高岳製作所及び東光電気が、上記株主総会の決議の日（平成24年6月28日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

ア 高岳製作所

高岳製作所の株主による議決権の行使の方法としては、平成24年6月28日開催の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、高岳製作所の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権の行使を委任することができる。この場合、当該株主又は代理人は、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、高岳製作所に提出する必要がある。）。

また、書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成24年6月27日午後5時00分までに議決権を行使することが必要となります。書面による議決権の行使は、高岳製作所が送付する議決権行使書用紙に賛否を表示し、高岳製作所に上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、高岳製作所は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

イ 東光電気

東光電気の株主による議決権の行使の方法としては、平成24年6月28日開催の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、東光電気の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権の行使を委任することができる。この場合、当該株主又は代理人は、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、東光電気に提出する必要がある。）。

また、書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成24年6月27日午後5時30分までに議

決権を行使することが必要となります。書面による議決権の行使は、東光電気が送付する議決権行使書用紙に賛否を表示し、東光電気に上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、東光電気は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、基準時における高岳製作所及び東光電気の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に割当てられます。

株主は、自己の高岳製作所又は東光電気の株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

高岳製作所及び東光電気は、本届出書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していませんので、該当事項はありません。

7【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、()株式移転計画、()会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、()高岳製作所においては東光電気、東光電気においては高岳製作所の最終事業年度に係る計算書類等の内容、()高岳製作所においては東光電気、東光電気においては高岳製作所の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象、並びに()高岳製作所においては高岳製作所、東光電気においては東光電気の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を記載した書面を高岳製作所及び東光電気の本店に平成24年6月13日より、それぞれ備え置く予定です。

()の書類は、平成24年5月22日開催の高岳製作所及び東光電気の取締役会において承認された本株式移転計画です。()の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに本株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。()の書類は、高岳製作所においては東光電気の平成24年3月期、東光電気においては高岳製作所の平成24年3月期の計算書類等に関する書類です。()の書類は、高岳製作所においては東光電気の平成24年3月期、東光電気においては高岳製作所の平成24年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。()の書類は、高岳製作所においては高岳製作所の平成24年3月期、東光電気においては東光電気の平成24年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、それぞれ高岳製作所又は東光電気の本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記()乃至()に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(2) 組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成24年3月31日	株主総会基準日（両社）
平成24年4月26日	基本合意書承認取締役会（両社）
平成24年4月26日	基本合意書締結
平成24年5月22日	統合契約書締結及び株式移転計画作成承認の取締役会（両社）
平成24年5月22日	統合契約書締結及び株式移転計画作成
平成24年6月28日（予定）	株式移転計画承認時株主総会（両社）
平成24年9月26日（予定）	上場廃止日（両社）
平成24年10月1日（予定）	当社設立日（効力発生日）
平成24年10月1日（予定）	当社株式上場日

但し、今後手続を進める中で、やむを得ない状況等が生じた場合には、両社協議の上日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

株式について

高岳製作所又は東光電気の株主が、その有する高岳製作所の普通株式又は東光電気の普通株式につき、高岳製作所又は東光電気に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成24

年6月28日開催予定の両社の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ高岳製作所又は東光電気に通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、高岳製作所及び東光電気が、上記株主総会の決議の日（平成24年6月28日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権及び新株予約権付社債について

高岳製作所及び東光電気は、本届出書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していませんので、該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

1 当社

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありません。

2 組織再編成後の当社

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありませんが、高岳製作所及び東光電気の最近連結会計年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」を合算すると、以下のとおりです。もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載であることにご留意下さい。また、「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

売上高	(百万円)	84,699
経常利益	(百万円)	2,722
当期純利益	(百万円)	901

3 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となる高岳製作所及び東光電気の主要な経営指標等は、それぞれ以下のとおりです。

(1) 高岳製作所

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次	第147期	第148期	第149期	第150期	第151期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高 (百万円)	44,312	45,932	45,330	50,502	42,083
経常利益 (百万円)	566	375	1,039	3,416	1,393
当期純利益 (百万円)	1,130	313	408	1,493	617
包括利益 (百万円)				1,446	616
純資産額 (百万円)	19,447	19,079	19,031	19,999	20,086
総資産額 (百万円)	56,723	51,894	48,696	47,870	47,709
1株当たり純資産額 (円)	183.34	179.88	179.44	188.57	189.39
1株当たり当期純利益 金額 (円)	10.66	2.96	3.85	14.08	5.83
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	34.3	36.8	39.1	41.8	42.1
自己資本利益率 (%)	5.9	1.6	2.1	7.7	3.1
株価収益率 (倍)	12.0	66.2	83.9	26.2	43.9

営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	372	608	4,452	5,024	804
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,744	1,061	1,536	2,685	1,702
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,137	2,711	2,773	2,732	625
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	8,341	6,082	6,225	5,832	4,309
従業員数 〔外、平均臨時雇用人 員〕	(人)	1,447	1,447	1,453	1,463 [279]	1,422 [243]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

3 第151期については、会計監査人の監査証明を受けていない財務情報に基づくものであります。

(2) 東光電気

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次		第125期	第126期	第127期	第128期	第129期
決算年月		平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月
売上高	(百万円)	32,363	31,314	34,709	43,868	42,616
経常利益	(百万円)	1,167	886	946	1,685	1,329
当期純利益	(百万円)	581	492	1,340	770	284
包括利益	(百万円)	-	-	-	384	218
純資産額	(百万円)	16,431	16,458	22,394	22,631	22,674
総資産額	(百万円)	30,081	30,583	40,106	42,012	39,844
1株当たり純資産額	(円)	564.90	566.11	608.89	617.82	621.22
1株当たり当期純利益金額	(円)	20.11	17.06	46.43	26.72	9.88
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	54.3	53.5	43.8	42.4	45.0
自己資本利益率	(%)	3.5	3.0	7.9	4.4	1.6
株価収益率	(倍)	10.9	12.3	13.5	17.4	36.8
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,180	1,164	3,840	5,044	402
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	2,733	218	2,263	1,720	2,223
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	220	190	1,821	458	484
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	4,069	5,245	8,650	11,487	9,181
従業員数	(人)	886	900	1,011	1,046	1,048
[外、平均臨時雇用数]		[128]	[207]	[356]	[351]	[295]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません

3 第129期については、会計監査人の監査証明を受けていない財務情報に基づくものであります。

第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

2【沿革】

平成24年4月26日 高岳製作所と東光電気は、株主総会の承認を前提として、本株式移転により共同で持株会社を設立することについて合意に達し、両社取締役会において本株式移転による経営統合に関する「基本合意書」を締結することを決議いたしました。

平成24年5月22日 高岳製作所と東光電気は、両社取締役会において「統合契約書」の締結及び「株式移転計画」の作成並びに株主総会に付議すべき本株式移転に関する議案の内容を決議いたしました。

平成24年6月28日 高岳製作所及び東光電気の定時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定です。

平成24年10月1日 高岳製作所及び東光電気が株式移転の方法により当社を設立する予定です。当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定です。

なお、高岳製作所及び東光電気の沿革につきましては、両社の有価証券報告書（高岳製作所においては平成23年6月29日提出、東光電気においては平成23年6月30日提出）に記載のとおりです。

3【事業の内容】

当社は、電気機械器具その他の機械器具、工具及びその部品の製造、加工、修理及び販売等を行う子会社等の経営管理、並びに、それに付帯、関連する業務を行う予定です。

また、完全子会社となる高岳製作所及び東光電気の事業の内容は以下のとおりです。

(1) 高岳製作所

高岳製作所及び高岳製作所の関係会社は、高岳製作所、子会社4社、関連会社3社及びその他の関係会社1社で構成されており、電力会社及び公共・一般産業向け電力機器の製造、販売、据付工事等を主な事業として取り組んでいます。また、情報エレクトロニクス事業の育成に努めています。

各事業における高岳製作所及び高岳製作所の関係会社の位置づけ等は次のとおりです。

(電力機器事業)

当事業においては、変圧器、開閉装置、監視制御システム、及び電気自動車用急速充電器の製造、販売、据付工事等を行っています。

(製造、販売) 高岳製作所、タカオカ化成工業(株)、撫順高岳開閉器有限公司、テックティコ(株)、デクスコ(株)

(据付工事等) タカオカエンジニアリング(株)、高岳電設(株)

(情報エレクトロニクス事業)

当事業においては、三次元検査装置及びシンクライアントシステム等の製造、販売等を行っています。

(製造、販売等) 高岳製作所、(株)ミントウエーブ

(その他)

当事業においては、主に水素水生成器等の製造、販売および高岳製作所、子会社4社並びに関連会社3社内の共通業務の一部等を行っています。

(水素水生成器等の製造、販売) 高岳製作所

なお、高岳製作所は、平成23年8月26日開催の取締役会で、グループ内業務の効率化を目的に、連結子会社タカオカ・ビジネスサービス株式会社の平成23年8月31日付け解散を決議し、同社は平成23年12月22日に清算結了

しました。

(2) 東光電気

東光電気及び東光電気の関係会社は、東光電気、子会社5社、関連会社1社及びその他の関係会社1社で構成されており、開閉器、変成器、監視制御機器、エネルギーマネジメントシステム、電力量計器などの製造販売並びに計器失効替工事、設備工事などの請負及び施工、さらに不動産の賃貸等の事業活動を展開しております。

東光電気及び関係会社の事業における位置付け及びセグメントとの関連は次のとおりであります。

(電力機器関連事業)

当事業に係る関係会社は、東光電気、東光工運(株)(連結子会社)、東光器材(株)(連結子会社)、蘇州東光優技電気有限公司(連結子会社)、TACTICO LTD.(関連会社)であり、開閉器、変成器等の電力流通機器や監視制御機器、エネルギーマネジメントシステム等の環境ソリューション関連機器を製造販売しております。

なお、その他の関係会社東京電力(株)は、当事業における主要な販売先であります。

(計器関連事業)

当事業に係る関係会社は、東光電気、東光東芝メーターシステムズ(株)(連結子会社)、ティー・エム・ティー(株)(非連結子会社)であり、各種計器の製造販売、電力量計器の修理、計器失効替工事等の請負及び施工をしております。

なお、その他の関係会社東京電力(株)は、当事業における主要な販売先であり、計器失効替工事に使用する電力量計器等の購入先であります。

(不動産・工事業)

当事業に係る関係会社は東光電気であり、東光電気が保有する賃貸ビルなどの不動産賃貸や電気設備工事、空調設備工事等の請負及び施工をしております。

なお、その他の関係会社東京電力(株)は、当事業における主要な販売先であります。

4【関係会社の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる高岳製作所及び東光電気の関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」をご参照下さい。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる高岳製作所及び東光電気の平成24年3月31日現在の従業員の状況は以下のとおりです。

高岳製作所

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
電力機器事業	1,145[216]
情報エレクトロニクス事業	174[7]
その他	7[11]
全社(共通)	96[9]
合計	1,422[243]

- (注) 1 従業員数は就業人員数(高岳製作所及び高岳製作所の連結子会社[以下「高岳製作所グループ」という。]からグループ外への出向者を除き、グループ外から高岳製作所グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しています。
- 2 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いています。
- 3 全社(共通)は、本社管理部門に所属する人員です。

東光電気

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
電力機器関連事業	475[217]
計器関連事業	333[62]
不動産・工事業	48[3]
全社(共通)	192[13]
合計	1,048[295]

- (注) 1 従業員数は、東光電気及び東光電気の連結子会社(以下「東光電気グループ」という。)から東光電気グループ外への出向者を除き、東光電気グループ外から東光電気グループへの出向者を含む就業人員であり、臨時従業員等(臨時従業員、パート従業員、嘱託など)の人員数は[]内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。
- 2 上記のほか受け入れている派遣社員の年間の平均人員は192人であります。
- 3 全社(共通)は、企画、総務及び経理等の本社部門や工場の管理部門などの従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社

当社は新設会社ですので、未定です。

連結会社の状況

当社の完全子会社となる高岳製作所及び東光電気の労働組合の状況は以下のとおりです。

ア 高岳製作所

高岳製作所グループには高岳製作所労働組合(組合員数 958人)、タカオカエンジニアリング労働組合(同 35人)から構成する高岳グループ労働組合連合会(同 993人)が組織されています。

全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会には、高岳グループ労働組合連合会が直加盟しています。

なお、労使関係は安定しています。

イ 東光電気

東光電気グループのうち東光電気の従業員（役職者を除く。）は、東光電気労働組合を組織しており、組合員数が513人であり、労使関係は良好であります。

なお、上部団体として昭和49年2月より関東電力関連産業労働組合総連合に加盟しております

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる高岳製作所及び東光電気の業績等の概要については、両社の有価証券報告書（高岳製作所においては平成23年6月29日提出、東光電気においては平成23年6月30日提出）及び四半期報告書（高岳製作所においては平成23年8月5日、平成23年11月4日及び平成24年2月3日提出、東光電気においては平成23年8月10日、平成23年11月11日及び平成24年2月10日提出）をご参照下さい。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる高岳製作所及び東光電気の生産、受注及び販売の状況については、両社の有価証券報告書（高岳製作所においては平成23年6月29日提出、東光電気においては平成23年6月30日提出）及び四半期報告書（高岳製作所においては平成23年8月5日、平成23年11月4日及び平成24年2月3日提出、東光電気においては平成23年8月10日、平成23年11月11日及び平成24年2月10日提出）をご参照下さい。

3 【対処すべき課題】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる高岳製作所及び東光電気の対処すべき課題については、両社の有価証券報告書（高岳製作所においては平成23年6月29日提出、東光電気においては平成23年6月30日提出）及び四半期報告書（高岳製作所においては平成23年8月5日、平成23年11月4日及び平成24年2月3日提出、東光電気においては平成23年8月10日、平成23年11月11日及び平成24年2月10日提出）をご参照下さい。

4 【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておられません、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記（1）のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により高岳製作所及び東光電気の完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうる事が想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは下記（2）及び（3）のとおりです。なお、文中における将来に関する事項は、本届出書提出日（平成24年6月12日）現在において当社グループが判断したものであります。

（1）経営統合に関するリスク

当社の設立は平成24年10月1日を目指しており、現在経営統合に向けた準備を高岳製作所及び東光電気で行っていますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・関係当局の許認可や承認が得られない、又は遅延するリスク
- ・株主総会で承認が得られないリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

(2) 高岳製作所の事業等のリスク

本届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本届出書提出日現在において高岳製作所グループが判断したものです。

特定事業への依存について

重電機器の生産販売をコア事業とする高岳製作所グループは、電力会社に製品を販売する比率が高く、当連結会計年度の売上高に占める電力会社向けの割合は58.5%であります。

そのため、電力会社の設備投資額の増減と内容により、業績が大きく左右されるリスクがあります。

原材料の価格について

高岳製作所グループの経営成績は、使用している原材料の価格変動により、影響を受ける可能性があります。

トラブルの発生について

高岳製作所グループの経営成績は、自然災害や事故等のトラブルの発生により、影響を受ける可能性があります。

金利の変動について

高岳製作所グループの平成24年3月末現在の有利子負債残高は6,156百万円であります。長期借入金については固定金利で調達し、また短期借入金についてはコミットメントラインを導入し期中の平均残高を圧縮するなどして、金利コストの安定化をはかっておりますが、今後の市場金利の変動は高岳製作所グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

子会社の業績動向について

高岳製作所グループは、主に重電機器を中心とするグループ事業の相互補完と、各社の独自事業によりグループ経営を行っており、連結子会社の業績が大きく変動した場合は高岳製作所グループの経営成績に影響を与えることになります。

(3) 東光電気の事業等のリスク

東光電気グループの事業等のリスクについては、グループとして組織的に適切な対応を図り、顕在化した場合でも影響を極小化するよう努めております。東光電気グループの経営成績、財務状況等に影響を及ぼす可能性のある主要なリスクには、以下のようなものがあります。なお、将来に関する事項につきましては、本届出書提出日現在において、東光電気グループが判断したものであります。

品質管理

東光電気グループは、ISO9001取得後も徹底した品質管理の下で製品の製造に努めておりますが、万一不具合が発生した場合、不良品の回収や交換、賠償などの損失コストの他、社会的信用低下による売上減少などが東光電気グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

情報管理

東光電気グループは、業務上保有する重要性が高い大量の個人情報や業務情報の取扱いについて、徹底した社内教育や情報システムの整備、業務改善など管理の体制に万全を期しておりますが、万一社外に情報が流出した場合、社会的信用低下による売上減少などが東光電気グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

人材確保

東光電気グループは、メーカーとして常に技術技能の向上及び継承に努め、定期採用や中途採用、社内研修などにより人材確保と育成を行っておりますが、強化すべき事業や伸ばしていく事業において必要とする人材が確保できない場合、経営目標の達成が困難となる他、技術力の低下などが東光電気グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

災害等

東光電気グループは、埼玉事業所に生産拠点を集中し効率的な生産を行っておりますが、予測できない地震や台風などの自然災害により生産設備が想定を超える被害に及んだ場合、または電力不足による大規模停電の発生や、強毒性インフルエンザの流行などにより事業運営が制約される場合等、東光電気グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

環境問題

東光電気グループは、ISO14001取得後も環境対策や省エネルギーに積極的に取り組み、大気汚染、水質汚濁、有害物質、廃棄物処理、製品リサイクル等に関する環境関連法令に細心の注意を払っておりますが、万一土壌汚染や法令違反等が生じた場合、その保全費用の発生その他、社会的信用低下による売上減少などが東光電気グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

コンプライアンス

東光電気グループは、すべての事業活動において法令及び社会秩序や安全の脅威となる反社会的勢力に対し厳しく対決するなどの取り組みに努めておりますが、万一法令違反や企業倫理などに反する行為が生じた場合、社会的信用低下による売上減少などが東光電気グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

海外事業

東光電気グループは、中国の江蘇省蘇州市にガスVT製造工場を設立し事業を展開しておりますが、予測できない政策変更や法令改正、更には原材料費の高騰や賃金上昇、為替相場の変動などが東光電気グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

不動産賃貸事業

経済情勢の悪化に伴い不動産市況が下落した場合、東光電気グループが所有する賃貸ビルの資産価値の低下を招く他、賃料収入の低下に加え、テナントの確保困難などが東光電気グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる高岳製作所及び東光電気の経営上の重要な契約等については、両社の有価証券報告書（高岳製作所においては平成23年6月29日提出、東光電気においては平成23年6月30日提出）及び四半期報告書（高岳製作所においては平成23年8月5日、平成23年11月4日及び平成24年2月3日提出、東光電気においては平成23年8月10日、平成23年11月11日及び平成24年2月10日提出）をご参照下さい。

6【研究開発活動】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる高岳製作所及び東光電気の研究開発活動については、両社の有価証券報告書（高岳製作所においては平成23年6月29日提出、東光電気においては平成23年6月30日提出）及び四半期報告書（高岳製作所においては平成23年8月5日、平成23年11月4日及び平成24年2月3日提出、東光電気においては平成23年8月10日、平成23年11月11日及び平成24年2月10日提出）をご参照下さい。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる高岳製作所及び東光電気の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、両社の有価証券報告書（高岳製作所においては平成23年6月29日提出、東光電気においては平成23年6月30日提出）及び四半期報告書（高岳製作所においては平成23年8月5日、平成23年11月4日及び平成24年2月3日提出、東光電気においては平成23年8月10日、平成23年11月11日及び平成24年2月10日提出）をご参照下さい。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる高岳製作所及び東光電気の設備投資等の概要については、両社の有価証券報告書（高岳製作所においては平成23年6月29日提出、東光電気においては平成23年6月30日提出）及び四半期報告書（高岳製作所においては平成23年8月5日、平成23年11月4日及び平成24年2月3日提出、東光電気においては平成23年8月10日、平成23年11月11日及び平成24年2月10日提出）をご参照下さい。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる高岳製作所及び東光電気の主要な設備の状況につきましては、両社の有価証券報告書（高岳製作所においては平成23年6月29日提出、東光電気においては平成23年6月30日提出）及び四半期報告書（高岳製作所においては平成23年8月5日、平成23年11月4日及び平成24年2月3日提出、東光電気においては平成23年8月10日、平成23年11月11日及び平成24年2月10日提出）をご参照下さい。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる高岳製作所及び東光電気の設備の新設、除却等の計画については、両社の有価証券報告書（高岳製作所においては平成23年6月29日提出、東光電気においては平成23年6月30日提出）及び四半期報告書（高岳製作所においては平成23年8月5日、平成23年11月4日及び平成24年2月3日提出、東光電気においては平成23年8月10日、平成23年11月11日及び平成24年2月10日提出）をご参照下さい。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

平成24年10月1日時点の当社の状況は以下のとおりです。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	16,276,305	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
計	16,276,305		

(注) 高岳製作所の発行済株式総数106,135,050株（平成24年3月31日時点）及び東光電気発行済株式総数29,040,000株（平成24年3月31日時点）に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成24年10月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成24年10月1日	16,276,305	16,276,305	8,000	8,000	2,000	2,000

(注) 高岳製作所の発行済株式総数106,135,050株（平成24年3月31日時点）及び東光電気発行済株式総数29,040,000株（平成24年3月31日時点）に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる高岳製作所及び東光電気の平成24年3月31日現在の所有者別状況は、以下のとおりです。

高岳製作所

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		36	50	175	69	6	13,207	13,543	
所有株式数(単元)		23,951	2,015	34,871	2,521	9	42,477	105,844	291,050
所有株式数の割合(%)		22.62	1.90	32.94	2.38	0.00	40.19	100.00	

(注) 1 自己株式77,351株は「個人その他」に77単元、「単元未満株式の状況」に351株含まれています。期末日現在の実質的な所有株式数は、77,351株です。

2 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3単元含まれています。

東光電気

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		29	45	37	57	2	2,601	2,771	
所有株式数(単元)		4,163	717	16,180	890	4	6,842	28,796	244,000
所有株式数の割合(%)		14.46	2.49	56.19	3.09	0.01	23.76	100.00	

(注) 自己株式202,337株は、「個人その他」欄に202単元、「単元未満株式の状況」欄に337株含まれております。

(6) 【議決権の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる高岳製作所及び東光電気の平成24年3月31日現在の議決権の状況は、以下のとおりです。

【発行済株式】

ア 高岳製作所

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 77,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 105,767,000	105,767	
単元未満株式	普通株式 291,050		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	106,135,050		
総株主の議決権		105,767	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権3個)含まれています。
- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、高岳製作所所有の自己株式351株が含まれています。

イ 東光電気

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 202,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,594,000	28,594	
単元未満株式	普通株式 244,000		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	29,040,000		
総株主の議決権		28,594	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、東光電気所有の自己株式337株が含まれております。

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成24年10月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。

なお、当社の完全子会社となる高岳製作所及び東光電気の平成24年3月31日現在の自己株式については、以下のとおりです。

ア 高岳製作所

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 高岳製作所	東京都中央区明石町 8番1号	77,000		77,000	0.07
計		77,000		77,000	0.07

イ 東光電気

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 東光電気	東京都千代田区有楽 町一丁目7番1号	202,000		202,000	0.69
計		202,000		202,000	0.69

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

3【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、当社が新設会社であるため、未定です。

また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により平成24年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日（平成24年6月12日）現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

配当の決定機関につきましては、当社は、株主総会決議又は取締役会決議によるものとする予定 です。

当社の剰余金の配当につきましては、毎年3月31日を基準日として期末配当を行うことが出来る旨、及び毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことが出来る旨を定款で定める予定です。

4【株価の推移】

当社は新設会社ですので株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる高岳製作所及び東光電気の株価の推移は以下のとおりです。

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

高岳製作所

回次	第147期	第148期	第149期	第150期	第151期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	283	210	356	532	376
最低(円)	101	85	200	258	158

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

東光電気

回次	第125期	第126期	第127期	第128期	第129期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	508	285	689	693	473
最低(円)	195	174	205	337	277

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

高岳製作所

月別	平成23年 12月	平成24年 1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	195	274	269	267	259	196
最低(円)	160	163	232	230	195	151

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

東光電気

月別	平成23年 12月	平成24年 1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	342	433	388	377	390	369
最低(円)	278	277	335	343	309	282

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有する高岳製作所の株式数 (2)所有する東光電気の株式数 (3)割り当てられる当社の株式数
代表取締役会長		尾崎 功	昭和24年3月8日	平成16年6月 東京電力株式会社執行役員電力流通本部副本部長 平成17年6月 同社執行役員神奈川支店長 平成19年6月 同社常務取締役神奈川支店長 平成20年6月 株式会社高岳製作所代表取締役社長（現在に至る）	(注5)	(1) 104,000株 (2) 0株 (3) 10,400株
代表取締役社長		高津 浩明	昭和27年10月2日	平成21年6月 東京電力株式会社執行役員技術開発本部副本部長 平成22年6月 同社常務取締役技術開発本部長 平成23年6月 同社常務取締役お客さま本部長（現在に至る） 東光電気株式会社取締役（現在に至る） 平成24年6月 東光東芝メーターシステムズ株式会社代表取締役会長（現在に至る）	(注5)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
取締役		井上 博	昭和26年12月29日	昭和49年4月 東光電気株式会社入社 平成19年6月 同社取締役電力機器事業本部長 平成19年12月 蘇州東光優技電気有限公司董事長 平成21年6月 東光電気株式会社常務取締役電力機器事業本部長 同社常務取締役 平成23年6月 同社常務取締役経営統合準備室長（現在に至る）	(注5)	(1) 0株 (2) 43,100株 (3) 8,404株
取締役		亀山 晴信	昭和34年5月15日	平成4年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）、 平成9年4月 亀山晴信法律事務所（現亀山総合法律事務所）開設（現在に至る） 平成17年5月 社団法人日本海外ツアープレーター協会理事（現在に至る） 平成17年6月 財団法人（現一般財団法人）共立国際交流奨学財団監事（現在に至る） 平成19年6月 株式会社小森コーポレーション監査役（現在に至る） 平成22年4月 東京簡易裁判所民事調停委員（現在に至る）	(注5)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
取締役		道佛 芳之	昭和29年6月19日	昭和53年4月 東光電気株式会社入社 平成19年6月 同社理事電力機器事業本部機器製造部長 平成20年6月 同社理事埼玉事業所副事業所長兼資材部長 平成23年6月 同社取締役電力機器事業部長（現在に至る） 平成24年3月 蘇州東光優技電気有限公司董事長（現在に至る）	(注5)	(1) 0株 (2) 17,000株 (3) 3,315株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1)所有する高岳製作所の株式数 (2)所有する東光電気の株式数 (3)割り当てられる当社の株式数
取締役		西川 直志	昭和31年4月27日	昭和54年4月 平成19年7月 平成20年1月 平成20年6月 平成21年6月 平成22年6月	株式会社高岳製作所入社 同社理事電力システム事業本部小山工場長 同社理事小山工場長 同社取締役小山工場長 同社取締役執行役員小山工場長 同社常務取締役小山工場長 (現在に至る)	(注5)	(1) 35,000株 (2) 0株 (3) 3,500株
取締役		原田 達	昭和32年8月4日	昭和57年4月 平成17年7月 平成18年6月 平成21年6月 平成22年6月	株式会社高岳製作所入社 同社企画部長 同社理事企画部長 同社執行役員企画部長 同社取締役執行役員企画部長 (現在に至る)	(注5)	(1) 14,000株 (2) 0株 (3) 1,400株
取締役		山口 博	昭和26年2月15日	平成15年10月 平成17年6月 平成18年6月 平成19年6月	東京電力株式会社工務部長 同社執行役員工務部長 同社執行役員電力流通本部副本部長 同社常務取締役電力流通本部副本部長 (現在に至る)	(注5)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
監査役		今福 重雄	昭和25年6月16日	平成15年6月 平成17年4月 平成17年6月 平成18年6月	株式会社三井住友銀行執行役員融資第二部長 同行執行役員 SMBCビジネス債権回収株式会社代表取締役社長 室町不動産株式会社代表取締役社長 株式会社室町クリエイト代表取締役社長 (現在に至る)	(注6)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
監査役		住吉 克之	昭和31年11月2日	平成16年7月 平成19年7月 平成21年6月	東京電力株式会社沼津支店富士支社長 同社経理部部長代理 同社経理部長(現在に至る) 株式会社高岳製作所監査役 (現在に至る) 東光電気株式会社監査役 (現在に至る)	(注6)	(1) 3,000株 (2) 1,000株 (3) 495株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する高岳製作所の株式数 (2) 所有する東光電気の株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数	
監査役		延方 良一	昭和27年5月23日	昭和51年4月 平成16年6月 平成19年6月 平成21年6月 平成23年6月	東光電気株式会社入社 同社理事企画部長 同社取締役システム事業本部長 同社取締役埼玉事業所長 同社常任監査役（現在に至る）	(注6)	(1) 0株 (2) 21,000株 (3) 4,095株	
監査役		藤井 威徳	昭和31年9月17日	昭和54年4月 平成20年1月 平成20年6月 平成20年7月 平成21年4月 平成21年6月 平成22年6月 平成23年6月	高岳製作所株式会社入社 同社理事小山工場副工場長、同システム1部長 同社取締役小山工場副工場長、同システム1部長 同社取締役小山工場副工場長 同社取締役ものづくり本部長、小山工場副工場長 同社取締役執行役員ものづくり本部長、小山工場副工場長 同社常務取締役技術開発本部長 同社代表取締役常務取締役技術開発本部長（現在に至る）	(注6)	(1) 37,000株 (2) 0株 (3) 3,700株	
計								(1) 193,000株 (2) 82,100株 (3) 35,309株

- (注) 1 代表取締役を除く、取締役（社外含む。）の順序は五十音順であります。
- 2 監査役（社外含む。）の順序は五十音順であります。
- 3 取締役山口博及び亀山晴信は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 4 監査役住吉克之及び今福重雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 5 取締役の任期は、当社の設立日である平成24年10月1日から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 監査役の任期は、当社の設立日である平成24年10月1日から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 7 所有する高岳製作所及び東光電気の株式数は、平成24年3月31日現在の高岳製作所及び東光電気の株式の所有状況に基づき記載しており、また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、本株式移転の際の株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に基準時までには、所有する株式数及び当社が発行する新株式数は変動することがあります。
- 8 役名及び職名は、本届出書提出日現在において決定している役名及び職名を記載しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置いたします。

内部監査及び監査役監査

内部監査については、概ね1～2名で実施することを、監査役監査については、4名(内常勤2名程度)で実施することを、それぞれ予定しております。

内部監査では、組織、制度及び業務が法令や社内規程等に従い、適切かつ有効に運用されているかを監査する予定です。

社外取締役及び社外監査役との関係

ア 社外取締役

社外取締役は2名選任する予定です。

社外取締役の山口博氏は、東京電力株式会社の常務取締役に就任しております。また、社外取締役の亀山晴信氏は、亀山総合法律事務所の弁護士であります。このほか、社外取締役と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

イ 社外監査役

社外監査役は2名選任する予定です。

社外監査役の住吉克之氏は、東京電力株式会社の経理部長に就任しております。また、社外監査役の今福重雄氏は、株式会社室町クリエイトの代表取締役社長に就任しております。このほか、社外監査役と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

役員報酬

当社は、取締役及び監査役の報酬等は株主総会の決議によって定めるものとします。但し、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの当社の取締役の報酬等の額は月額2,200万円以内とし、監査役の報酬等の額は月額650万円以内とする旨を定款で定める予定です。

取締役の員数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定める予定です。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。また、取締役の選任決議については累積投票によらない旨を定款で定める予定です。

社外取締役の責任免除

当社は、社外取締役として優秀な人材を招聘することができるよう、定款において、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定める予定です。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額とする旨を定款に定める予定です。

監査役の員数

当社の監査役は4名以内とする旨を定款で定める予定です。監査役の選任決議は、議決権を行使することが

できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。

社外監査役の責任免除

当社は、社外監査役として優秀な人材を招聘することができるよう、定款において、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定める予定です。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額とする旨を定款に定める予定です。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨定款に定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって当社の株式を取得することができる旨を定款で定める予定です。また、当社は、株主への機動的な利益還元の実施を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定める予定です。

その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 【監査報酬の内容等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

第5【経理の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる高岳製作所及び東光電気の業績等の概要については、両社の有価証券報告書（高岳製作所においては平成23年6月29日提出、東光電気においては平成23年6月30日提出）及び四半期報告書（高岳製作所においては平成23年8月5日、平成23年11月4日及び平成24年2月3日提出、東光電気においては平成23年8月10日、平成23年11月11日及び平成24年2月10日提出）をご参照下さい。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりです。

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の最終日の翌日から3か月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	未定
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	未定

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

第1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

ア 高岳製作所

事業年度 第150期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）平成23年6月29日関東財務局長に提出。

イ 東光電気

事業年度 第128期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）平成23年6月30日関東財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

ア 高岳製作所

事業年度 第151期第1四半期（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）平成23年8月5日関東財務局長に提出。

事業年度 第151期第2四半期（自平成23年7月1日 至平成23年9月30日）平成23年11月4日関東財務局長に提出。

事業年度 第151期第3四半期（自平成23年10月1日 至平成23年12月31日）平成24年2月3日関東財務局長に提出。

イ 東光電気

事業年度 第129期第1四半期（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）平成23年8月10日関東財務局長に提出。

事業年度 第129期第2四半期（自平成23年7月1日 至平成23年9月30日）平成23年11月11日関東財務局長に提出。

事業年度 第129期第3四半期（自平成23年10月1日 至平成23年12月31日）平成24年2月10日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

ア 高岳製作所

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成24年6月12日）までに、以下の臨時報告書を提出。
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書を平成23年6月30日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3（株式移転の方法による持株会社の設立）の規定に基づく臨時報告書を平成24年4月26日関東財務局長に提出。

イ 東光電気

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成24年6月12日）までに、以下の臨時報告書を提出。
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書を平成23年7月5日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3（株式移転の方法による持株会社の設立）の規定に基づく臨時報告書を平成24年4月26日関東財務局長に提出。

【訂正報告書】

ア 高岳製作所

平成24年4月26日提出の臨時報告書（株式移転の方法による持株会社の設立）に係る訂正報告書を平成24年5月22日関東財務局長に提出。

イ 東光電気

平成24年4月26日提出の臨時報告書（株式移転の方法による持株会社の設立）に係る訂正報告書を平成24年5月22日関東財務局長に提出。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

ア 高岳製作所

株式会社高岳製作所 本店

（東京都中央区明石町8番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

イ 東光電気

東光電気株式会社 本店

（東京都千代田区有楽町一丁目7番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第六部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる高岳製作所及び東光電気の平成24年3月31日現在の株主の状況は以下のとおりです。

高岳製作所

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	31,009	29.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	4,255	4.00
日本スタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,014	3.78
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	2,000	1.88
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目1番1号	1,846	1.73
富士生命保険株式会社	大阪府大阪市中央区南船場1丁目18番17号	1,360	1.28
高岳製作所従業員持株会	東京都中央区明石町8番1号	1,278	1.20
山本辰男	兵庫県神戸市北区	1,227	1.15
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝3丁目3番1号	1,224	1.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(中央三井アセット信託銀行再信託分・株式会社フジクラ退職給付信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,100	1.03
計		49,313	46.46

(注) 1 欄内に記載の中央三井信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付けで住友信託銀行・中央三井信託銀行・中央三井アセット信託銀行の3行が合併したため、「三井住友信託銀行株式会社」となっています。

2 JPMorgan・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者から、平成24年2月21日付(報告義務発生日平成24年2月15日)の大量保有報告書の写しの送付があり、平成24年2月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、高岳製作所として平成24年3月31日未現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
JPMorgan・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング	6,414	6.04
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド	英国 ロンドン	117	0.11

東光電気

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	13,181	45.38
富士電機株式会社	神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号	1,999	6.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	926	3.18

株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	641	2.20
株式会社東芝	東京都港区芝浦一丁目1番1号	585	2.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	470	1.61
中央三井信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	東京都港区芝三丁目33番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番11号)	289	0.99
みずほ信託銀行株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	235	0.80
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	203	0.69
公益財団法人東電記念財団	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号	190	0.65
計		18,720	64.46

(注) 1 上記のほか東光電気所有の自己株式202千株(0.69%)があります。

2 欄内に記載の中央三井信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付けで住友信託銀行・中央三井信託銀行・中央三井アセット信託銀行の3行が合併したため、「三井住友信託銀行株式会社」となっています。

<当期連結財務諸表に対する監査報告書>

当社は、会社法の株式移転の手續きに基づき、平成24年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領しておりません。

<当期財務諸表に対する監査報告書>

当社は、会社法の株式移転の手續きに基づき、平成24年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領しておりません。